

目次

D I 8-CR-3rd-1-★異議20230215.....	2
---------------------------------	---

異議申立書兼趣意書 D I 8

令和 5 年 2 月 15 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 4 年 4 月 19 日に、前橋地方検察庁検察官検事の上村正を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R4 檢 610)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の桑山薰から、令和 4 年 6 月 30 日付の不起訴処分通知書と同年 7 月 6 日付の不起訴処分理由告知書(各罪とも「罪とならず」)を郵送で受けた。

これについて、令和 4 年 7 月 4 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R4 つ 2)、令和 5 年 1 月 24 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀らに棄却された。

これについてさらに、令和 5 年 1 月 27 日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R5 く 69)、令和 5 年 2 月 10 日付で東京高等裁判所第 1 刑事部の、島田一、丹羽芳徳、櫻井真理子らに棄却された。

しかしながら以下の通り、原決定もまた、当り前の訴えをまるで無視した論理矛盾である。

児戯の如き欺瞞ないし倒錯を言い張っているに過ぎない。 要するに、訴えを無視している。

●合理的根拠が無い点を直視せよ! 非人扱いの象徴である。

★合理的根拠が無いから隠蔽だと訴えているのに、その検証無くして正当行為と決め付けている。

起訴権の行使は検察庁の専権事項だから不正当性の余地は無いとしている。

既述の通り、本件は典型的な職権濫用による組織的隠蔽である。 すなわち「特別の意図」である。

つまり正当行為ではない。 その証拠に合理的根拠が無い。 無いから示せない。

★合理的根拠が無いのに正当行為では有り得ない。 ★その検証無しに正当などとは言えない。

★また、有るのなら、示さなければ手続の意味も無い。

これこの通り、現に不可能な判定であるから論理矛盾である。

加えて、この論法では隠蔽は全て摘発できないから、詭弁であることも自明である。

★言い換えると、隠蔽の抗弁事実が無い。 また、隠蔽は必ず権利行使の妨害である。

★誰にも犯罪を隠蔽する権限など無いのに、現に事実としてこのように、公然と隠蔽している。

不起訴の理由が判らなければ再告訴もできないから、その妨害効果も明白である。

こうした度を超えた狂気の詭弁は、多勢に無勢に乗じた私への非人扱いとしか説明できない。

かような所為は通常は直ぐに摘発されてしまうが故に、実行不可能である。

つまりは社会的に無視し続けることによって私関連の訴訟の既判力を永久に葬らんとする陰謀である。

かのような刑事司法は訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

このように、本件は下記①～③の全てに該当しており、また、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑訴法 428 条 2 項に基き、異議を申し立てる。

なお、抗告審として行った決定を異議申立の対象外とする規定は見当たらない。

① 刑事訴訟法 405 条一項の「憲法の違反」である。

② 刑事訴訟法 406 条の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」である。

③ 刑事訴訟法 411 条の「一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反」であり、「三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認」であり、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」。

第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 5 年(く)第 69 号

主文

本件抗告を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略) 原決定の説示に論理矛盾はなく、被疑者に同罪が成立しない理由は十分に示されている。 原決定の認定、判断に不合理な点は認められない。」

よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法 426 条 1 項により棄却することとして、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分の判定はいずれも虚偽である。

A 規定の申立事由に該当する

原決定は、当り前の訴えを無視しており、かつ、甚だ不合理であるから、当然無効である。

上記下線部分の判定は、虚偽ないし論理矛盾であり、理由不備であり、不合理が甚だしく、不公正な、当然無効な決定なので、実質的に、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(刑訴法 405 条 1 号)なので、特別抗告申立理由に当る。

他方で、原被告訴人らの甚だしい信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、特に訴えを無視した点は、著しい経験則違反による自由心証主義(刑訴法 318 条)違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法 406 条)であり、決定に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認(刑訴法 411 条)かつ違法なので、特別抗告申立理由に当る。

B 規定の申立事由に関らず、終審の使命として無視できない司法拒絶である

本件は実質的な司法拒絶(事実審未済)である。

終審裁判所(憲法 81 条)の使命には、このような場合の事実審の補完も含まれている。

最高裁がそもそもこのように事由を限定している趣旨は、対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定のおおむね公正が前提である。 然るに本件は一審二審の隠蔽である。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。

もしも隠蔽が上告理由に当らないのだとすれば、それは現行制度の瑕疵である。

つまるところ、規定の事由に当ると見做すか、あるいは、終審裁判所として取り上げるか、しか無い。

加えて、1 裁判所としての事案解明責任も有る。

全犯罪は事実誤認によって隠蔽できる。 もし隠蔽が摘発できないなら国家としての瑕疵である。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

◆論理矛盾はなく、理由は十分に示されている。不合理な点は認められない。 に反論する。

同時に、既述を無視してこのように同じ摘示を繰り返させる狂気に抗議する。

●示した「不起訴裁定主文」では理由にならない。 どこがどのように?

なぜならば、なぜ「罪とならず」と言えるのか?誰にも解らない。 解るというなら答えてみよ!

「不起訴裁定主文」とは分類名に過ぎない。 用語不備。 過度漠然ゆえに当然無効である。

つまり元々、実質的な理由になり得ない。 既成事実化によって治癒し得ない。

この当り前を判ろうとしない点こそ職権濫用だ妨害だと訴えている。

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

★身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当然に、自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯人の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。 たとえ権利ではなくとも、法律上保護される利益である。

★以上のように、現に合理的根拠が無い(示していない)。 よって厳然たる隠蔽である。

その検証無しには正当などと言えない。 不可能な判定であり、甚だ不合理な論理矛盾である。

こうした当り前のことを認めないとこそ、公然たる狂気である!

原決定が無視した主な蓋然性(嫌疑)

公然たる村八分(脅迫罪)である点。

地区集会での虐待言動の数々。

公然たる名譽棄損罪である点。

4 人の準備書面の四文言。

「包囲網」の天文学的超高確率の蓋然性

4 人揃って村の行事を欠席は情報漏洩。

以上